

事務連絡  
令和8年 1月 26日

北海道農政事務所生産經營産業部生産支援課長 殿  
地方農政局生産部畜産課長 殿  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課畜産振興室長 殿

**令和7年度補正予算生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援  
(地域モデル実証のための支援) 事業の要望調査の実施等について**

農林水産省畜産局飼料課  
課長補佐 (飼料生産計画班)

この度、令和7年度補正予算「生産性の高い持続可能な飼料産地形成支援（地域モデル実証のための支援）事業」について、要望調査を実施しますので、御対応よろしくお願ひします。

つきましては、本事業に係る要望調査の実施及び事業実施計画の提出の期限は、以下のとおりといたしますので、貴局管内の都道府県へ御周知をお願いします。

なお、要望調査を円滑に実施するため、事業参加意向者からの事業実施計画等に関する事前相談を隨時受け付ける旨都道府県に案内するなど、ご対応いただけますと幸いです。

都道府県段階の提出先	都道府県畜産主務課
都道府県段階の提出期限	農政局等への提出期限を踏まえ都道府県畜産主務課が決定し、管内の市町村や既存の畜産クラスター協議会及び農業関係者・団体に周知
農政局等への提出期限	ヒアリング等の日程を加味して農政局等が決定し、管内の都道府県に周知
飼料課への提出期限	令和8年2月25日（水）17時
農政局割当予定期間	令和8年4月上旬（予定）

問い合わせ先  
畜産局飼料課飼料生産計画班  
電話：03-3502-5993

## 1 要望調査のルート

都道府県を経由して実施します。

本事業では、地方公共団体の協議会への参画を必須としていることから、都道府県から管内の市町村及び既存の畜産クラスター協議会、農業関係者・団体等に対し、要望調査の実施について周知し、要望を取りまとめ、農政局等に提出いただくようお願いします。

## 2 提出資料

(事業を要望する協議会（事業実施主体候補）が都道府県を経由して農政局等に提出する資料)

- ① 申請書【別紙1】
- ② 申請書類・確認事項チェックシート【別紙2】
- ③ 事業実施計画書（事業実施要領別紙5様式第1号）【別紙3】
- ④ 事業実施計画書添付書類

(都道府県が農政局等に提出する資料)

- ⑤ 事業実施計画に係る意見【別紙4（参考様式）】

## 3 都道府県の意見表明と要望調査及び審査結果の提出

協議会は、事業実施計画書を都道府県に提出し、都道府県は、その事業実施計画に対する意見を付し、農政局等に提出してください。提出期限は都道府県と農政局等で調整してください。

農政局等は、必要に応じて協議会からヒアリング等を実施し、下記日時までに要望調査及び審査結果を事業実施計画総括表に取りまとめ、畜産局飼料課に提出してください。

〔畜産局飼料課への提出期限〕

令和8年2月25日（水）17時

## 4 割当及び事業実施計画の申請等

畜産局飼料課は、要望調査の内容を踏まえ、選定審査委員会を実施し、提出のあった事業実施計画書等を審査し、採択する協議会を決定いたします。

割当内示については、本省からの割当に基づき、農政局等から協議会に対して行ってください。また、協議会が割当内示を踏まえて、事業実施要領に基づき、申請等を行うよう御指導ください。

〔割当予定期間〕

令和8年4月上旬（割当予定期間は変更される場合があります）

## 5 留意事項

- (1) 事業の要綱・要領の要件に合致する協議会が既に存在する場合は、既存の協議会（畜産クラスター協議会等）が本事業を実施することが可能です。
- (2) 要望提出時点では協議会が設立されていることを求めませんが、交付申請までには協議会が設立されている必要があります（要望提出時には、規定等の案を提出してください）。